

令和3年3月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
議案 1 1	公平委員会の委員の選任について
議案 1 2	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案 1 3	財産の買入れについて（I C 関連機器）
議案 1 4	令和2年度豊明市一般会計補正予算（第19号）について
議案 1 5	市道の路線廃止について
議案 1 6	市道の路線認定について
議案 1 7	豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の制定について
議案 1 8	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
議案 1 9	豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落家庭排水施設条例の廃止について
議案 2 0	豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例の廃止について
議案 2 1	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案 2 2	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案 2 3	豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
議案 2 4	豊明市介護保険条例の一部改正について
議案 2 5	豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案 2 6	豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案 2 7	豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案 28	豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案 29	豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議案 30	豊明市消防団条例の一部改正について
議案 31	令和2年度豊明市一般会計補正予算（第20号）について
議案 32	令和2年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
議案 33	令和2年度豊明市土地取得特別会計補正予算（第1号）について
議案 34	令和2年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
議案 35	令和2年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案 36	令和2年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案 37	令和2年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
議案 38	令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第3号）について

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年2月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第1号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和3年2月10日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金284,555円
- 2 原因 公用車の接触による物損事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 令和3年1月8日 午後2時50分頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市新栄町六丁目交差点
 - (3) 事故の経過 上記場所において、相手方車両に接触し、損傷を負わせたもの
 - (4) 相手方の損害 車両の損傷
 - (5) 過失割合 豊明市100%、相手方0%

議案第 1 1 号

公平委員会の委員の選任について

下記の者は、令和 3 年 3 月 3 1 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市新栄町
氏 名 得 能 一 美
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第12号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者は、令和3年4月23日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和3年2月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 早 川 要
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第13号

財産の買入れについて

下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和3年2月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 物 品 名 | I C 関連機器 |
| 2 納 入 場 所 | 豊明市立図書館、南部公民館図書室 |
| 3 数 量 | 14台 |
| 4 買 入 金 額 | 21,120,000円 |
| 5 買 入 先 | 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラコミュニケーションシステム株式会社
代表取締役社長 黒瀬 善仁 |
| 6 契約の方法 | 4社の指名競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、豊明市立図書館及び南部公民館図書室にI C 関連機器を買い入れるため必要があるからである。

議案第 1 4 号

令和 2 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 9 号）

議案第 1 4 号

令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 9 号）

令和 2 年度豊明市の一般会計補正予算（第 1 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4, 7 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0, 4 9 4, 1 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		213,620	1,000	214,620
	1 寄附金	213,620	1,000	214,620
19 繰越金		968,746	23,727	992,473
	1 繰越金	968,746	23,727	992,473
歳入合計		30,469,422	24,727	30,494,149

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,939,785	23,727	9,963,512
	1 総務管理費	9,366,453	23,727	9,390,180
4 衛生費		1,621,493	1,000	1,622,493
	1 保健衛生費	858,391	1,000	859,391
歳 出 合 計		30,469,422	24,727	30,494,149

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 23,727

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	213,620	1,000	214,620
計	213,620	1,000	214,620

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	968,746	23,727	992,473
計	968,746	23,727	992,473

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	1,000	衛生費寄附金 7,787
		医療従事者ありがとう寄附金 6,787 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	23,727	前年度繰越金 23,727 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	534, 580	23, 727	558, 307	12. 委託料	7, 051
				14. 工事請負費	16, 676
計	9, 366, 453	23, 727	9, 390, 180		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務 費	139, 249	1, 000	140, 249	7. 報償費	1, 000
計	858, 391	1, 000	859, 391		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	23,727				23,727	工事設計委託料 7,051 増 双峰小学校トイレ改修工事費 16,676
計	23,727				23,727	
	23,727				23,727	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保健衛生事業	1,000			-5,587	6,587	医療従事者ありがとう応援金 1,000 増
計	1,000			-5,587	6,587	
	1,000			-5,587	6,587	

議案第15号

市道の路線廃止について

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

令和3年2月24日提出

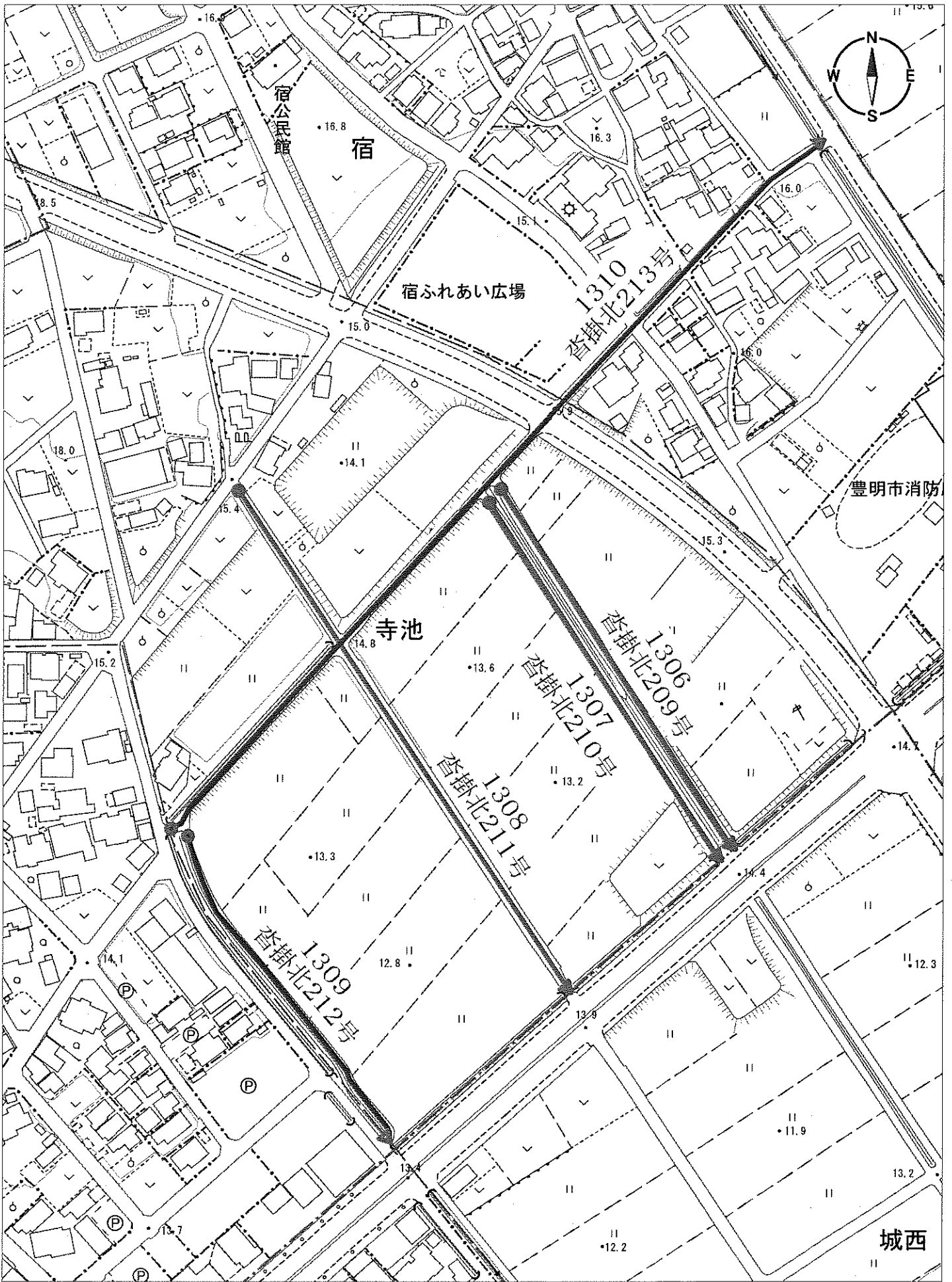
豊明市長 小 浮 正 典

記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
1306	沓掛北209号	豊明市沓掛町寺池100番地の1地先	豊明市沓掛町寺池120番地先	附図
1307	沓掛北210号	豊明市沓掛町寺池101番地先	豊明市沓掛町寺池119番地先	附図
1308	沓掛北211号	豊明市沓掛町寺池89番地先	豊明市沓掛町寺池118番地先	附図
1309	沓掛北212号	豊明市沓掛町寺池103番地先	豊明市沓掛町寺池117番地先	附図
1310	沓掛北213号	豊明市沓掛町寺池94番地先	豊明市沓掛町宿120番地先	附図

説 明

この案を提出するのは、土地区画整理により市道を廃止する必要があるからである。



議案第16号

市道の路線認定について

道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和3年2月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
1310	沓掛北213号	豊明市沓掛町宿196番1地先 豊明市沓掛町宿120番地先		附図

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。



議案第 17 号

豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の制定について
豊明市多文化共生施策懇話会設置条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、外国籍市民施策懇話会の名称及び委員の人数を改め、新たに豊明市多文化共生施策懇話会として設置するため必要があるからである。

豊明市多文化共生施策懇話会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外国籍市民又は外国にルーツのある市民（以下「外国人市民」という。）が抱える問題を把握し、それに対する施策の方針策定についての調査審議をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、豊明市多文化共生施策懇話会（以下「懇話会」という。）の設置に関し必要となる事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 この条例において、懇話会の担任する事務の細目については、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 外国人市民の現状及び課題に関する事項
- (2) 外国人市民が抱える問題及びその対応に関する事項
- (3) 多文化共生社会づくりに向けた施策のあり方に関する事項
- (4) その他地域の国際化に関する事項

(委員)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 外国人市民
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 国際交流関係のNPO代表
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 多文化共生施策に関係する市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告及び提言)

第8条 懇話会は、検討した事項について、市長に報告又は提言することができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日の前日において豊明市外国籍市民施策懇話会運営規則（平成26年豊明市規則第21号。以下この条において「規則」という。）

第3条の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行日において条例第3条の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、

委員の任期は、条例第4条の規定にかかわらず、規則第4条の規定による施行日前日における残任期間とする。

(豊明市附属機関設置条例の一部改正)

第3条 豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

外国籍市民施策懇話会	外国籍市民が抱える問題を把握し、それに対する施策の方針策定についての調査審議に関する事務	9人以内
------------	--	------

」

を削る。

議案第 18 号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例
の制定について

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例を別
添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給与を減額するため必要
があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号。以下「条例」という。）に規定する給料の減額に関し必要な事項を定める。

(給料月額の特例)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において市長として在職している者の施行日から現市長の在職期間が終了するまでの給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の90を乗じて得た額とし、副市長及び教育長として在職している者の施行日から現市長の在職期間が終了するまでの給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(廃止規定)

第2条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例（令和2年豊明市条例第9号）は、廃止する。

議案第 19 号

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村
集落家庭排水施設条例の廃止について

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落
家庭排水施設条例を廃止する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市農村集落家庭排水施設事業を廃止することに
伴い必要があるからである。

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落家庭排水施設条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例（昭和58年豊明市条例第1号）

(2) 豊明市農村集落家庭排水施設条例（昭和57年豊明市条例第35号）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第2条 豊明市農村集落家庭排水施設特別会計の廃止の際、同会計に属する余剰金、債権、債務及び財産については、豊明市下水道事業会計に帰属するものとする。

（豊明市農村集落家庭排水施設条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の豊明市農村集落家庭排水施設条例の規定によりなされた処分、手続き、その他の行為及び使用料に係る取扱いについては、なお従前の例による。

議案第20号

豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例の廃止について
豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例を廃止する条例を別添のよ
うに定めるものとする。

令和3年2月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市二村台地区新設校開設準備委員会を廃止する
ため必要があるからである。

豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例を廃止する条例

豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例（平成30年豊明市条例第31号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、園歯科医の報酬額の変更等に伴い改正する必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

園歯科医	年額284,000以内において市長が定める額
------	------------------------

」

を

「

園歯科医	年額427,000以内において市長が定める額
------	------------------------

」

に、

「

市街地整備アドバイザー	1回 25,600	旅費条例による3級職相当職
-------------	-----------	---------------

」

を

「

市街地整備アドバイザー	1回 25,600	旅費条例による3級職相当額
-------------	-----------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 22 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正及び国民健康保険税の適正化を図るために必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第27条第3項中「第2項」を「前2項」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。））」

及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 23 号

豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、災害等による認定申請の遅延に対応をするために必要があるからである。

豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

豊明市遺児手当支給条例（平成4年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をできなくなつた日の属する月の翌月から始める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の豊明市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第4条の認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。

第3条 前条の規定に関わらず、令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により改正前の豊明市遺児手当支給条例第4条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合については、新条例第6条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例（令和3年豊明市条例第 号）の施行の前日である場合には、同日後15日以内）」とする。

議案第 24 号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における介護保険料の改定及び地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「29,700円」を「30,600円」に改め、同項第2号中「43,000円」を「44,200円」に改め、同項第3号中「46,300円」を「47,600円」に改め、同項第4号中「59,500円」を「61,200円」に改め、同項第5号中「66,100円」を「68,100円」に改め、同項第6号中「79,400円」を「81,700円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「控除して得た額とする。」を「控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。」に改め、同項第7号中「86,000円」を「88,500円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「210万円未満」に改め、同項第8号中「92,600円」を「95,300円」に改め、同項第9号中「99,200円」を「102,100円」に改め、同号ア中「340万円未満」を「320万円未満」に改め、同項第10号中「105,800円」を「108,900円」に改め、同項第11号中「119,100円」を「122,500円」に改め、同項第12号中「132,300円」を「136,200円」に改め、同項第13号中「145,500円」を「149,800円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に該当する者 20,400円
- (2) 前項第2号に該当する者 30,600円
- (3) 前項第3号に該当する者 44,200円

第6条第3項及び第4項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第2条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第3条 改正後の第6条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成28年豊明市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第28条中「第21条」を「第22条」に改める。

第38条中「第33条及び第34条」を「第34条及び第35条」に改める。

第39条中「第20条」を「第21条」に改める。

第41条中「第21条及び第22条」を「第22条及び第23条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 26 号

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年豊明市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 27 号

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年豊明市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 28 号

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年豊明市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 29 号

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、柿ノ木工業団地の整備に伴い地区計画区域内における建築物の制限を定めるために必要があるからである。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条第1項第2号中「第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第9条」を「第5条、第6条第1項、第7条、第8条第1項及び第10条」に改め、同項第4号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「（ク）欄」を「（ケ）欄」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「（キ）欄」を「（ク）欄」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「（カ）欄」を「（キ）欄」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「（オ）欄」を「（カ）欄」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「（エ）欄」を「（オ）欄」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第2（ア）欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表（エ）欄に掲げる数値を超えてはならない。

別表第1に次のように加える。

柿ノ木工業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画柿ノ木工業団地地区計画の地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条～第10条関係）

名称	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
	計画地区の区分	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（㎡）	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度（m）	建築物の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
前後駅南地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅（1戸建） (2) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2）又は（4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50㎡以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	—	130。 ただし、地域集会場はこの限りでない。	—	—	—	—
	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（法別表第2（と）項第3号（2）又は（4）に該当するものを除く。）で、作業場の床面積の合計が50㎡以下であり、かつ、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計							

		<p>が0.75キロワット以下のものを除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習場</p> <p>(5) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p>							
	C地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗若しくは事務所が2階以上の部分にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの</p>							
中島地区整備計画区域	全域	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習場</p> <p>(5) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(6) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物</p>	—	—	130	—	—	—	—
新左山工業団地地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 倉庫</p> <p>(2) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で</p>	—	—	1,000	道路からの後退距離にあっては2m、その他の境界線(隣地が当該地区整備計画区域内である場合の敷地境界線からの後	20	—	敷地境界線から2m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他の透視性のある

		定めるものを除く。)				退距離は緩衝緑地として1 m) からの後退距離にあつては5 m		鉄さく等(基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ(敷地地盤面からの高さをいう。)が0.6 m以下のものに限る。)としなければならない。	
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場(法別表第2(る)項第1号で定めるものを除く。) (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの(法別表第2(る)項第2号で定めるものを除く。)							
勅使台地区整備計画区域	一戸建専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、公園その他これに類するものにおいて公共の用に供される建築物は除く。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 前号に附属する物置又は自動車車庫	10 / 10	—	200	1 m。ただし、住宅部分と別棟とした附属建築物で、軒の高さが2.3 m以下でかつその面積が10 m ² 以下のもの及び自動車車庫はこの限りでない。	(1) 建築物の高さにあつては10 m (2) 建築物の軒の高さにあつては7 m (3) 建築物の各部分の高さにあつては、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5 mを加えたもの	—	垣又は鉄さく等は、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6 m以下のもの、又は片袖の長さが2.1 mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
	一戸建兼用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建店舗(建築基準法施行令第130条の5の2で定める用途に供するものに限る。)兼用住宅 (3) 前2号に附属する物置又は自動車車庫	15 / 10						
	店舗用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条	—		300	1 m。ただし、附属建築物で、軒の高さが2.3 m以下でかつその面積が20 m ² 以下のもの及び自動車車庫は	(1) 建築物の高さにあつては10 m (2) 建築物の各部分の高さにあつては、当		

		<p>第1項に規定する営業の用に供するものを除く。)</p> <p>(3) 前2号の附属建築物</p> <p>(4) 第1号又は第2号の建築物で住宅の用途を兼ねる物(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを除く。)</p>				この限りでない。	該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの		
ゆたか 台中地区 整備 計画区 域	A地区	—	15 / 10	—	—	隣地境界線からの後退距離にあつては0.5m、道路(幅員が16m以上のものは除く。)境界線からの後退距離にあつては1mとする。ただし、附属建築物である自動車庫はこの限りでない。	20	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りでない。
	B地区		—						
榎山地区 整備 計画区 域	全域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建住宅</p> <p>(2) 一戸建兼用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、茶</p>	10 / 10	—	200	(1) 道路境界線からの後退距離は1m以上とする。ただし、道路隅切り部については、それぞれ	(1) 建築物の軒の高さは7mを超えてはならない。(2) 建築物の高さは10	—	(1) 垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、ブロック塀等に類する

		<p>道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)</p> <p>(3) 集会所 (4) 前3号の建築物に附属するもの</p>				<p>れの道路境界を延長した線をみなし境界線とする。</p> <p>(2) 隣地境界線からの後退距離は0.75m以上とする。</p> <p>(3) 次の建築物等は前2号を適用しない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3m以下の部分 イ 自動車車庫で軒の高さが3m以下のもの ウ 玄関ポーチ エ 幅2.5m以下の出窓</p>	<p>mを超えてはならない。</p> <p>(3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北向の水平距離に1.25を乗じたものに5mを加えたものを超えてはならない。</p>	<p>ものは設置してはならない。ただし、片袖の長さが2m以下であり、かつ、高さが1.5m以下の門柱にあつてはこの限りでない。 (公共施設は除く。)</p> <p>(2) フェンスを設置するときは、敷地の地盤面からの高さを1.2m以下とし、かつ、基礎の高さを0.6m以下とし、通風性があるものとする。(公共施設は除く。)</p>	
阿野平地地区整備計画区域	全域	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場</p>	—	—	150	<p>(1) 道路境界線からの後退距離は1m以上とする。</p> <p>(2) 隣地境界線からの後退距離は0.5m以上とする。</p> <p>(3) 次の建築物又は建築物の部分については前2号を適用しない。 ア 外壁又</p>	—	—	<p>(1) 道路境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生け垣あるいは通風性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設</p>

						はこれに代 わる柱の中 心線の長さ の合計が3 m以下の部 分 イ 物置、 車庫その他 これらに類 する用途に 供し、軒の 高さが3m 以下で、か つ後退距離 の限度に満 たない部分 の床面積の 合計が10 ㎡以下の建 築物			置しては ならない。た だし、フェ ンス等の 基礎でブ ロック等 これに類 するもの の高さが 0.6m以 下のもの、 又は片袖 の長さが2 .1m以下 の門柱に あつては この限り でない。
荒井地 区整備 計画区 域	全域	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの (2) カラオケボックス その他これに類する もの (3) 畜舎 (4) 倉庫でその用途に 供する部分の床面積 の合計が3,000 ㎡を超えるもの	—	—	—	—	—	—	—
柿ノ木 工業団 地地区 整備計 画区域	A地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 (1) 製造業（日本標準 産業分類に掲げる大 分類E—製造業に属 するものに限る。） を営む工場、当該工 場に関連する研究開 発施設又は産学連携 を活かした健康長寿 分野に関する研究開 発施設。ただし、次 に掲げるものを除 く。 ア 法別表第2（ぬ） 項第3号8の3、1 3及び13の2に掲 げるもの イ 法別表第2（る） 項第1号及び第2号 に掲げるもの	15 / 10	6 / 10	2,000	後退距離 は、次の各 号に掲げ るとお りとする。 ただし、 守衛所、 自転車 置場その他 これらに 類する用 途に供し、 軒の高さ が3m以 下で、か つ後退距 離の限度 に満た ない部分 の床面積 が15㎡ 以下 である建 築物等 を除く。 (1) 道	—	—	垣又は さくは、 生垣又は 透視性 のある フェンス 等 （基礎を 有する 場合に あつて は、敷 地地盤 面から の高さ が0.6 mまで の基礎 に限る。 ）とし なければ なら ない。
	B地区		15						
	C地区		—						
	D地区		20 / 10						

ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するものをいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの
(2) 前号に掲げる建築物に附属するもの

路1号、3号、4号、6号に接する道路の境界線においては、2m以上とする。
(2) 緑地1号、2号、3号、6号、7号、8号に接する道路又は地区計画区域の境界線においては、15m以上とする。
(3) 緑地4号に接する地区計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地4号の幅員以上とする。
(4) 緑地5号に接する地区計画区域の境界線においては、地区整備計画の計画図に示す緑地5号の幅員以上とする。
(5) 調整池1号の境界線の西側においては、17m以上とする。
(6) 調整池2号の境界線においては、5m以上とする。
(7) その他の道路

						又は水路の境界線においては、5m以上とする。			
--	--	--	--	--	--	------------------------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

豊明市消防団条例の一部改正について
豊明市消防団条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消防団員が災害出動等の職務に従事した場合の費用
弁償の支給等について必要な事項を定めるため必要があるからである。

豊明市消防団条例の一部を改正する条例

豊明市消防団条例（昭和47年豊明市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第5条中「豊明市長」を「市長」に改め、同条ただし書きを削る。

第6条を次のように改める。

（欠格事項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- （1） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2） 第8条の規定により、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第7条第1項中「1」を「いずれか」に改め、同条第1項第1号中「よくない」を「良くない」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- （1） 前条第1号に該当するに至ったとき。
- （2） 第5条第1号に該当しなくなったとき。ただし、居住地又は勤務地が当該消防団の区域の近隣であり、かつ、その者が引き続き団員として活動できると任命権者が認めるときは、この限りでない。

第8条第1項中「1」を「いずれか」に、「豊明市長」を「市長」に改める。

第9条中「願出て」を「願い出て」に改める。

第11条中「豊明市長」を「市長」に改める。

第15条を次のように改める。

（費用弁償）

第15条 団員が水火災又は地震等の災害、警戒及び訓練の職務に従事するときは、次の費用弁償を支給する。

- （1） 災害出動 1回につき 2,000円
- （2） 警戒出動 1回につき 2,000円
- （3） 訓練出動 1回につき 1,000円

- 2 団員が公務のため旅行したときは、豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例により旅費を支給する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

令和 2 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 0 号）

議案第 3 1 号

令和 2 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 0 号）

令和 2 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 5 0, 3 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 7 4 4, 4 8 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		10,480,950	237,030	10,717,980
	1 市民税	4,978,150	43,000	5,021,150
	2 固定資産税	4,371,650	158,406	4,530,056
	3 軽自動車税	134,599	5,000	139,599
	4 たばこ税	326,889	25,000	351,889
	5 都市計画税	669,662	5,624	675,286
9 地方特例交付金		35,000	59,143	94,143
	1 地方特例交付金	35,000	59,143	94,143
12 分担金及び負担金		152,264	-10,110	142,154
	1 負担金	152,264	-10,110	142,154
13 使用料及び手数料		133,987	-4,304	129,683
	1 使用料	94,741	-4,304	90,437
14 国庫支出金		10,269,919	492,051	10,761,970
	1 国庫負担金	2,585,428	-55,723	2,529,705
	2 国庫補助金	7,550,106	576,206	8,126,312
	4 国庫交付金	122,466	-28,432	94,034
15 県支出金		1,803,447	-95,146	1,708,301

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 県負担金	978,789	-20,537	958,252
	2 県補助金	683,908	-81,539	602,369
	3 委託金	138,447	8,030	146,477
	4 県交付金	2,303	-1,100	1,203
16 財産収入		5,590	99,756	105,346
	1 財産運用収入	4,620	506	5,126
	2 財産売払収入	970	99,250	100,220
17 寄附金		214,620	162,227	376,847
	1 寄附金	214,620	162,227	376,847
18 繰入金		1,375,892	1,400	1,377,292
	2 特別会計繰入金	18,307	1,400	19,707
19 繰越金		992,473	422,980	1,415,453
	1 繰越金	992,473	422,980	1,415,453
20 諸収入		589,358	-81,390	507,968
	5 雑入	513,332	-81,390	431,942
21 市債		1,409,900	-33,300	1,376,600
	1 市債	1,409,900	-33,300	1,376,600

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	30,494,149	1,250,337	31,744,486

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		242,108	-5,449	236,659
	1 議会費	242,108	-5,449	236,659
2 総務費		9,963,512	-210,677	9,752,835
	1 総務管理費	9,390,180	-211,161	9,179,019
	2 徴税費	334,578	-17,532	317,046
	3 戸籍住民基本台帳費	135,899	23,400	159,299
	5 統計調査費	28,583	-1,922	26,661
	6 監査委員費	20,047	-208	19,839
	7 交通安全対策費	52,577	-3,254	49,323
3 民生費		10,599,002	-361,961	10,237,041
	1 社会福祉費	4,823,914	-134,753	4,689,161
	2 児童福祉費	5,035,206	-226,831	4,808,375
	3 生活保護費	713,192	-377	712,815
4 衛生費		1,622,493	-88,186	1,534,307
	1 保健衛生費	859,391	-56,719	802,672
	2 清掃費	763,102	-31,467	731,635
6 農林水産業費		189,118	22,880	211,998

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 農業費	189,098	22,880	211,978
7 商工費		587,523	-136,418	451,105
	1 商工費	587,523	-136,418	451,105
8 土木費		1,546,332	-68,598	1,477,734
	1 土木管理費	82,225	-3,954	78,271
	2 道路橋梁費	510,392	-36,948	473,444
	3 河川費	93,878	-12,653	81,225
	4 都市計画費	859,837	-15,043	844,794
9 消防費		1,018,506	-23,044	995,462
	1 消防費	1,018,506	-23,044	995,462
10 教育費		2,778,592	-263,105	2,515,487
	1 教育総務費	630,659	-123,362	507,297
	2 小学校費	705,282	-42,052	663,230
	3 中学校費	316,834	-47,211	269,623
	4 社会教育費	449,668	-4,934	444,734
	5 保健体育費	676,149	-45,546	630,603
13 諸支出金		622,226	2,384,895	3,007,121

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 基金費	622, 226	2, 384, 895	3, 007, 121
歳	出	合	計	計
		30, 494, 149	1, 250, 337	31, 744, 486

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2	3	戸籍住民基本台帳費	千円 14,160
4	1	保健衛生費	58,933
8	4	都市計画費	6,567
8	4	都市計画費	5,511
合 計			85,171

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良施設耐震対策事業	千円 6,600	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

廃 止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童クラブ改修事業	千円 10,700	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
多世代交流施設整備事業	千円 37,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
保育園改修事業	155,200			
湛水防除事業	15,000			
消防団積載車購入事業	39,300			
防災行政無線更新事業	3,900			
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
多世代交流施設整備事業	千円 35,700	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
保育園改修事業	104,000			
湛水防除事業	37,900			
消防団積載車購入事業	38,900			
防災行政無線更新事業	4,900			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	4,568,902	43,000	4,611,902
計	4,978,150	43,000	5,021,150

1 款 市税

2 項 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,365,410	158,406	4,523,816
計	4,371,650	158,406	4,530,056

1 款 市税

3 項 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
2. 種別割	130,998	5,000	135,998
計	134,599	5,000	139,599

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	43,000	均等割 3,000 増
		所得割 40,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	158,406	土地・家屋・償却資産 158,406 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	5,000	種別割 5,000 増

1 款 市税

4 項 たばこ税

目	補正前の額	補正額	計
1. たばこ税	326,889	25,000	351,889
計	326,889	25,000	351,889

1 款 市税

5 項 都市計画税

目	補正前の額	補正額	計
1. 都市計画税	669,662	5,624	675,286
計	669,662	5,624	675,286

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	35,000	59,143	94,143
計	35,000	59,143	94,143

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	25,000	たばこ税 25,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	5,624	土地・家屋 5,624 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方特例交付金	59,143	地方特例交付金 59,143 増

12 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費負担金	151,833	-10,110	141,723
計	152,264	-10,110	142,154

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
4. 農林水産業使用料	1,456	-715	741
6. 教育使用料	6,556	-3,589	2,967
計	94,741	-4,304	90,437

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,585,428	-55,723	2,529,705

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 保育園費負担金	-10,110	保育園運営費負担金 10,110 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 農業総務使用料	-715	改善センター使用料 715 減
2. 社会教育使用料	-3,589	中央公民館使用料 2,482 減
		南部公民館使用料 1,107 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 児童福祉費負担金	-18,934	児童扶養手当負担金 4,667 減
		児童手当負担金 14,267 減
3. 保育園費負担金	-38,038	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 38,038 減

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費国庫負担金)			
計	2,585,428	-55,723	2,529,705

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	7,032,487	571,897	7,604,384
2. 民生費国庫補助金	230,209	6,220	236,429
3. 衛生費国庫補助金	26,999	-10,942	16,057

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額		
5. 保険基盤安定負担金	1,249	保険基盤安定負担金	1,249 増

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	24,469	個人番号カード交付事業費補助金	24,469 増
2. 企画費補助金	547,428	地方創生推進交付金	1,650 減
		特別定額給付金事務費補助金	4,375 減
		特別定額給付金事業費補助金	32,791 減
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	586,244
2. 児童福祉費補助金	-1,617	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	2,183 増
		子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金	3,800 減
3. 保育園費補助金	7,837	保育対策総合支援事業費補助金	7,837 増
1. 衛生費補助金	-10,942	地域保健従事現任教育推進事業費補助金	1,422 減
		風しん対策事業費等補助金	9,520 減

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
5. 土木費国庫補助金	13,643	-7,528	6,115
6. 消防費国庫補助金	2,000	-1,230	770
7. 教育費国庫補助金	238,785	17,789	256,574
計	7,550,106	576,206	8,126,312

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫交付金	1,609	1,568	3,177
2. 民生費国庫交付金	79,329	-30,000	49,329
計	122,466	-28,432	94,034

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 都市計画費補助金	-7,528	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 7,528 減
1. 災害対策費補助金	-1,230	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 1,230 減
1. 教育振興費補助金	-5,545	教育支援体制整備事業費補助金 5,545 減
3. 学校施設整備費補助金	129	公立学校情報機器整備費補助金 129 増
4. 学校給食費補助金	2,714	学校臨時休業対策費補助金 2,714
5. 学校保健特別対策事業費補助金	20,491	感染症対策・学習保障等支援事業補助金 20,491

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 市民活動推進費交付金	1,568	外国人受入環境整備交付金 1,568 増
2. 保育園費交付金	-30,000	保育所等整備交付金 30,000 減

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	976,718	-20,537	956,181
計	978,789	-20,537	958,252

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	3,902	-1,560	2,342
2. 民生費県補助金	529,594	-56,347	473,247

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費負担金	-3,567	児童手当県負担金 3,567 減
4. 保育園費負担金	-19,019	施設型教育・保育給付費等県費負担金 19,019 減
6. 保険基盤安定負担金	3,936	保険基盤安定負担金 3,936 増
7. 後期高齢者医療保険 基盤安定負担金	-1,887	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 1,887 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 交通安全対策費補助 金	-1,560	高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助 金 1,560 減
2. 老人福祉費補助金	-103,382	介護施設等整備事業費補助金 103,382 減
5. 児童福祉費補助金	12,267	放課後等デイサービス支援事業費補助金 1,520 児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金 10,747
6. 保育園費補助金	34,768	子育て支援対策基金事業費補助金 34,768

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費県補助金	2,378	50	2,428
6. 商工費県補助金	97,542	-25,679	71,863
7. 土木費県補助金	11,772	-1,743	10,029
8. 消防費県補助金	5,446	-675	4,771
9. 教育費県補助金	18,885	4,415	23,300
計	683,908	-81,539	602,369

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 保健衛生費補助金	50	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 50
1. 商工振興費補助金	-25,679	新型コロナウイルス感染症対策協力金県補助金 25,679 減
1. 都市計画費補助金	-3,493	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 3,493 減
2. 道路橋梁費補助金	1,750	道路改良事業費補助金 1,750 増
2. 災害対策費補助金	-617	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 617 減
3. 消防団加入促進事業費補助金	-58	消防団加入促進事業費補助金 58 減
1. 教育振興費補助金	4,093	スクールサポートスタッフ配置事業補助金 1,241 増 外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金 2,550 地域日本語教育推進補助金 302
2. 青少年対策費補助金	322	放課後子ども教室推進事業費補助金 322 増

15 款 県支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	136,950	8,230	145,180
6. 教育費委託金	437	-200	237
計	138,447	8,030	146,477

15 款 県支出金
4 項 県交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 土木費県交付金	1,100	-1,100	0
計	2,303	-1,100	1,203

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 徴税費委託金	9,132	県民税徴収事務取扱委託金 9,132 増
4. 選挙費委託金	1,020	愛知県知事解職請求署名調査委託金 1,020
5. 統計調査費委託金	-1,922	工業統計調査委託金 220 減 経済センサス調査委託金 159 減 国勢調査委託金 1,543 減
1. 教育振興費委託金	-200	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援委託金 200 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 緑化事業費交付金	-1,100	あいち森と緑づくり事業交付金 1,100 減

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	3,256	506	3,762
計	4,620	506	5,126

16 款 財産収入

2 項 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	470	98,945	99,415
2. 物品売払収入	500	305	805
計	970	99,250	100,220

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	214,620	162,227	376,847

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	506	財政調整基金利子 440 増
		教育施設建設及び整備基金利子 38 増
		公共施設建設及び整備基金利子 28 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 土地建物売払代金	98,945	土地建物売払代金 98,945 増
1. 物品売払代金	305	塵芥車等売払代金 305 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	162,227	競馬場周辺整備事業寄附金 57,710 増
		衛生費寄附金 58,967 増
		教育費寄附金 50 増
		環境衛生費寄附金 300

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
(一般寄附金)			
計	214,620	162,227	376,847

18 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 水上太陽光発電事業特別会計繰入金	12,507	1,400	13,907
計	18,307	1,400	19,707

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	992,473	422,980	1,415,453
計	992,473	422,980	1,415,453

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		老人福祉費寄附金 45,200

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 水上太陽光発電事業 特別会計繰入金	1,400	水上太陽光発電事業特別会計繰入金 1,400 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	422,980	前年度繰越金 422,980 増

20 款 諸収入
5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 雑入	512,437	-81,390	431,047
計	513,332	-81,390	431,942

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	125,200	-1,500	123,700
2. 民生債	165,900	-61,900	104,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 保育園給食費徴収金	-2,662	保育園給食費実費徴収金 2,662 減
4. 学校給食費徴収金	-36,160	学校給食費実費徴収金 36,160 減
5. 雑入	-42,568	地方公務員災害補償基金負担金還付金 1,157 火葬場等使用実費徴収金 7,660 減 県公共補償金 34,240 減 緑化推進等講習会受講料 60 減 資源売却金 3,800 減 太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金 2,035

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 多世代交流施設整備事業債	-1,500	多世代交流施設整備事業 1,500 減
1. 児童クラブ改修事業債	-10,700	児童クラブ改修事業 10,700 減
2. 保育園改修事業債	-51,200	保育園改修事業 51,200 減

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産債	15,000	29,500	44,500
4. 消防債	172,800	600	173,400
計	1,409,900	-33,300	1,376,600

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 土地改良事業債	29,500	湛水防除事業 22,900 増 土地改良施設耐震対策事業 6,600
1. 消防施設整備事業債	-400	消防団積載車購入事業 400 減
2. 災害対策事業債	1,000	防災行政無線更新事業 1,000 増

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	242, 108	-5, 449	236, 659	1. 報酬	-760
				7. 報償費	-200
				8. 旅費	-964
				9. 交際費	-300
				10. 需用費	-765
				食糧費	-148
				印刷製本費	-617
				11. 役務費	-46
				手数料	-46
				12. 委託料	-1, 691
14. 工事請負費	-562				
18. 負担金、補助及 び交付金	-161				
計	242, 108	-5, 449	236, 659		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	488, 960	-7, 393	481, 567	1. 報酬	-495
				2. 給料	-3, 000
				3. 職員手当等	-2, 874
				7. 報償費	-55
				8. 旅費	-55

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 議員活動事業	-1,621				-1,621	市議会議員報酬 157 減 報償品費等 200 減 費用弁償及び普通旅費 964 減 議長・議会交際費 300 減
3 事務局事業	-3,667				-3,667	議会庶務事務 603 減 食糧費 148 減 印刷製本費 617 減 手数料 46 減 議会だより配布業務委託料 91 減 会議録作成等業務委託料 1,600 減 議会営繕工事費 562 減
4 負担金事業	-161				-161	市議会議長会等負担金 161 減
計	-5,449				-5,449	
	-5,449				-5,449	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理人員費	-5,874				-5,874	特別職給 1,800 減 一般職給 1,200 減 地域手当 150 減 管理職手当 524 減 勤勉手当 2,200 減
2 庁舎管理事業	-719				-719	庁舎警備委託料 554 減 窓口案内業務委託料 165 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(一般管理費)				12. 委託料	-719
				18. 負担金、補助及 び交付金	-195
2. 秘書人事管理 費	879, 116	-53, 100	826, 016	1. 報酬	-60
				4. 共済費	-47, 700
				8. 旅費	-1, 455
				9. 交際費	-600
				12. 委託料	-1, 055
				13. 使用料及び賃借 料	-410
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1, 820

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 契約検査事業	-305				-305	建築設計支援員謝礼 55 減 普通旅費 55 減 あいち電子調達共同システム負担金 111 減 研修負担金 84 減
4 一般管理事務事業	-495				-495	固定資産評価審査委員会報酬 45 減 行政不服審査会委員報酬 450 減
計	-7,393				-7,393	
1 秘書人事人件費	-47,700				-47,700	職員共済組合負担金 31,000 減 職員共済組合事務費負担金 220 減 退職手当組合負担金 5,550 減 社会保険掛金負担金 7,500 減 雇用保険掛金負担金 2,875 減 労働者災害補償保険負担金 555 減
2 職員健康診断事業	-455				-455	職員健康診断等委託料 455 減
3 職員研修事業	-3,140				-3,140	研修旅費 720 減 職員研修委託料 600 減 実務研修費負担金 1,820 減
4 秘書人事管理事務事業	-1,805				-1,805	特別職報酬審議会委員報酬 60 減 費用弁償及び普通旅費 735 減 市長・市交際費 600 減 電算関係借上料 410 減
計	-53,100				-53,100	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 文書費	26,498	-2,800	23,698	10. 需用費	-200
				消耗品費	-200
				13. 使用料及び賃借料	-2,600
4. 広報費	15,418	-1,266	14,152	10. 需用費	-1,100
				印刷製本費	-1,100
				12. 委託料	-166
5. 財政管理費	10,955	-1,111	9,844	8. 旅費	-175
				10. 需用費	-313
				印刷製本費	-313
				12. 委託料	-589
				18. 負担金、補助及び交付金	-34
7. 財産管理費	558,307	-76,346	481,961	10. 需用費	-2,035
				消耗品費	-1,135
				燃料費	-900
				12. 委託料	-6,462
				13. 使用料及び賃借料	-400
				14. 工事請負費	-65,909
17. 備品購入費	-1,409				
				18. 負担金、補助及び交付金	-131

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 文書事業	-2,800				-2,800	消耗品費 200 減 機器借上料 2,600 減
計	-2,800				-2,800	
1 広報活動事業	-1,266				-1,266	印刷製本費 1,100 減 広報配布業務委託料 100 減 広報等記録写真撮影委託料 66 減
計	-1,266				-1,266	
1 財務会計事業	-524				-524	電算関係委託料 524 減
2 財政管理事務事業	-587				-587	普通旅費 175 減 印刷製本費 313 減 公会計制度支援委託料 65 減 会営競馬所在都市協議会負担金 26 減 諸負担金 8 減
計	-1,111				-1,111	
1 庁舎維持管理事業	-61,741				-61,741	機械等撤去委託料 682 減 工事設計監理委託料 1,285 減 特定建築物定期調査業務等委託料 504 減 庁舎等営繕工事費 59,270 減
2 公用車管理事業	-4,222				-4,222	燃料費 900 減 公用車車検整備等委託料 422 減 公用車運転業務委託料 2,000 減 バス等借上料 400 減 自動車購入費 500 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(財産管理費)					
8. 企画費	7,144,072	-49,861	7,094,211	1. 報酬	-505
				8. 旅費	-189
				10. 需用費	-72
				消耗品費	-50
				修繕料	-22
				11. 役務費	-3,200
				通信運搬費	-2,862
				手数料	-338
				12. 委託料	-12,404
				18. 負担金、補助及 び交付金	-33,491

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 財産管理事務事業	-2,735				-2,735	消耗品費 1,135 減 測量等委託料 560 減 事務用備品等購入費 909 減 諸負担金 131 減
4 公共施設管理事業	-7,648				-7,648	工事監理委託料 1,009 減 小学校防火シャッター改修工事費 155 減 豊明中学校クラブハウス 1,965 減 建替工事費 本庁舎中央監視装置更新工事費 1,254 減 児童クラブ室等整備工事費 1,200 減 小中学校網戸設置工事費 200 減 保健センター空調設備改修工事費 715 減 小中学校空調設備設置工事費 1,000 減 大宮小学校特別支援教室整備工事費 150 減
計	-76,346				-76,346	
1 企画事務事業	-11,880		-1,500		-10,380	豊明市行政改革推進委員会等委員報酬 440 減 費用弁償及び普通旅費 139 減 消耗品費 50 減 修繕料 22 減 第5次総合計画策定業務委託料 113 減 まちづくり推進業務委託料 116 減 工事設計等委託料 11,000 減
2 地域創生事務事業	-815				-815	地域公共交通会議委員報酬 65 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(企画費)					
10. 市民相談費	5,163	-143	5,020	1. 報酬	-79
				12. 委託料	-64
11. 市民活動推進 費	107,221	-12,798	94,423	1. 報酬	-276
				7. 報償費	-202
				8. 旅費	-57
				11. 役務費 通信運搬費 保険料	-250 -50 -200
				12. 委託料	-7,165
				13. 使用料及び賃借 料	-426
				18. 負担金、補助及 び交付金	-4,422

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						費用弁償及び普通旅費 50 減 乗合交通負担金 700 減
3 特別定額 給付金事 務事業	-37,166	-37,166				通信運搬費 2,862 減 手数料 338 減 特別定額給付金給付事務 1,175 減 委託料 特別定額給付金 32,791 減
計	-49,861	-37,166	-1,500		-11,195	
1 市民相談事 業	-143				-143	市民相談業務 79 減 市民相談委託料 64 減
計	-143				-143	
1 市民活動推 進事業	-7,695				-7,695	協働推進委員会等委員報 80 減 酬 市民交流センター事務 196 減 講座等講師謝礼 90 減 費用弁償及び普通旅費 57 減 通信運搬費 50 減 保険料 200 減 豊明まつり開催委託料 6,500 減 男女共同参画イベント委 400 減 託料 市民提案型まちづくり事 122 減 業交付金
2 都市・国際 交流事業	-5,003	1,568			-6,571	ホストファミリー謝礼 112 減 友好自治体交流バスツア 165 減 ー業務委託料 市民交流豊根村温泉使用 180 減 料 バス借上料 246 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(市民活動推進 費)					
12. 電算管理費	117,831	-5,529	112,302	8. 旅費	-85
				10. 需用費 消耗品費	-1,000 -1,000
				11. 役務費 通信運搬費	-1,100 -1,100
				13. 使用料及び賃借 料	-200
				17. 備品購入費	-2,500
				18. 負担金、補助及 び交付金	-644
13. 防犯対策費	14,571	-814	13,757	1. 報酬	-384
				3. 職員手当等	-56
				8. 旅費	-27
				10. 需用費 燃料費	-261 -261
				11. 役務費 保険料	-36 -36
				12. 委託料	-50

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						友好都市市民派遣事業補 3,100 減 助金 友好都市市民活動団体派 1,200 減 遣事業補助金
3 区長会事業	-100				-100	ちらし配布業務委託料 100 減
計	-12,798	1,568			-14,366	
1 電算管理事業	-5,529				-5,529	費用弁償及び普通旅費 85 減 消耗品費 1,000 減 通信運搬費 1,100 減 電算関係借上料 200 減 OA備品購入費 2,500 減 あいち電子自治体推進協 644 減 議会負担金
計	-5,529				-5,529	
1 防犯対策事業	-814				-814	地域安全監視員報酬 384 減 会計年度任用職員期末手当 56 減 費用弁償及び普通旅費 27 減 燃料費 261 減 保険料 36 減 公用車車検整備等委託料 50 減
計	-814				-814	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	9,390,180	-211,161	9,179,019		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	267,701	-17,129	250,572	1. 報酬	-566
				2. 給料	-9,500
				3. 職員手当等	-3,126
				8. 旅費	-129
				10. 需用費 印刷製本費	-268 -268
				12. 委託料	-2,750
				13. 使用料及び賃借 料	-63
				18. 負担金、補助及 び交付金	-727

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	-211,161	-35,598	-1,500		-174,063	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 税務人件費	-12,600	9,132			-21,732	一般職給 9,500 減 地域手当 1,100 減 勤勉手当 2,000 減
2 地番家屋現況図修正事業	-187				-187	地番家屋現況図修正業務委託料 187 減
3 課税計算事業	-2,347				-2,347	電算関係委託料 2,347 減
4 税務総務事務事業	-1,995				-1,995	課税資料整理事務等 566 減 会計年度任用職員期末手当 26 減 費用弁償及び普通旅費 129 減 印刷製本費 268 減 標準地鑑定業務委託料 73 減 固定資産評価業務委託料 33 減 確定申告会場等駐車場案内等委託料 110 減 電算関係借上料 63 減 軽自動車資料取扱負担金 151 減 地方税電子化協議会負担金 47 減 諸負担金 47 減 軽自動車税環境性能割徴収取扱費 482 減
計	-17,129	9,132			-26,261	

2 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 徴収費	66,877	-403	66,474	3. 職員手当等	-105
				13. 使用料及び賃借料	-50
				18. 負担金、補助及び交付金	-248
計	334,578	-17,532	317,046		

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	135,899	23,400	159,299	3. 職員手当等	-502
				8. 旅費	-50
				13. 使用料及び賃借料	-176
				18. 負担金、補助及び交付金	24,128
計	135,899	23,400	159,299		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収計算事業	-50				-50	電算関係借上料 50 減
2 徴収事務事業	-353				-353	会計年度任用職員期末手当 105 減 地方税共同機構負担金 248 減
計	-403				-403	
	-17,532	9,132			-26,664	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 住民記録電算処理事業	23,952	24,469			-517	電算関係借上料 176 減 個人番号カード交付事業 24,128 増 費交付金
3 戸籍住民基本台帳事務事業	-552				-552	会計年度任用職員期末手当 502 減 普通旅費 50 減
計	23,400	24,469			-1,069	
	23,400	24,469			-1,069	

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工統計調査 費	904	-379	525	1. 報酬	-193
				8. 旅費	-7
				10. 需用費 消耗品費	-170
				11. 役務費 通信運搬費	-4
				13. 使用料及び賃借 料	-5
3. 諸統計調査費	27,494	-1,543	25,951	1. 報酬	-1,065
				3. 職員手当等	-114
				8. 旅費	-50
				11. 役務費 通信運搬費	-100
				12. 委託料	-75
				13. 使用料及び賃借 料	-139
計	28,583	-1,922	26,661		

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 監査委員費	20,047	-208	19,839	8. 旅費	-208

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工統計調査事業	-379	-379				統計調査員報酬 193 減 費用弁償及び普通旅費 7 減 消耗品費 170 減 通信運搬費 4 減 有料道路通行料等 5 減
計	-379	-379				
1 諸統計調査事業	-1,543	-1,543				統計調査員報酬 1,065 減 会計年度任用職員期末手当 114 減 費用弁償及び普通旅費 50 減 通信運搬費 100 減 国勢調査業務委託料 75 減 機器借上料 139 減
計	-1,543	-1,543				
	-1,922	-1,922				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 監査事業	-208				-208	費用弁償及び普通旅費 208 減

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	20,047	-208	19,839		

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策 費	52,577	-3,254	49,323	10. 需用費	-4
				食糧費	-4
				11. 役務費	-90
				保険料	-90
				12. 委託料	-40
				18. 負担金、補助及 び交付金	-3,120
計	52,577	-3,254	49,323		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	864,165	-9,416	854,749	2. 給料	-1,000
				10. 需用費	-270
				光熱水費	-270
				12. 委託料	-1,645

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-208				-208	
	-208				-208	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 駐輪場維持 管理事業	-40				-40	放置自転車等撤去処分業 40 減 務委託料
2 交通安全推 進事業	-3,120	-1,560			-1,560	後付け安全運転支援装置 3,120 減 設置促進事業費補助金
3 交通安全対 策事務事業	-94				-94	食糧費 4 減 保険料 90 減
計	-3,254	-1,560			-1,694	
	-3,254	-1,560			-1,694	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉人 件費	-1,000				-1,000	一般職給 1,000 減
2 福祉推進事 業	-1,485				-1,485	民生委員事務委託料 1,485 減

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(社会福祉総務 費)				27. 繰出金	-6,501
2. 老人福祉費	991,760	-118,463	873,297	7. 報償費	-116
				18. 負担金、補助及 び交付金	-107,822
				19. 扶助費	-650
				27. 繰出金	-9,875
3. 心身障害者福 祉費	1,387,050	-2,098	1,384,952	12. 委託料	-400

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 総合福祉会館維持管理事業	-160				-160	総合福祉会館管理委託料 160 減
4 社会福祉総務事務事業	-270				-270	光熱水費 270 減
5 国民健康保険特別会計繰出事業	-6,501	5,185			-11,686	保険基盤安定繰出金（保 4,415 増 險税軽減分） 保険基盤安定繰出金（保 2,498 増 險者支援分） 職員給与費等繰出金 234 減 財政安定化支援事業繰出 996 増 金 その他国民健康保険特別 14,176 減 会計繰出金
計	-9,416	5,185			-14,601	
1 老人福祉事業	-107,938	-103,382			-4,556	高齢者報償金等 116 減 介護施設等整備事業費 103,382 減 補助金 介護・障害福祉サービス 4,440 減 事業所支援給付金
4 老人扶助事業	-650				-650	老人保護措置費 500 減 老人介護手当給付費 150 減
7 介護保険特別会計繰出事業	-9,875				-9,875	事務費繰出金 6,500 減 地域支援事業繰出金（介 3,375 減 護予防事業）
計	-118,463	-103,382			-15,081	
1 心身障害児者福祉推進事業	-2,098				-2,098	心身障害児者福祉推進事業委託料 100 減

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(心身障害者福祉費)				18. 負担金、補助及び交付金	-1,698
4. 福祉医療費	753,098	-407	752,691	11. 役務費	-354
				通信運搬費	-354
				13. 使用料及び賃借料	-53
5. 後期高齢者医療費	827,841	-4,369	823,472	18. 負担金、補助及び交付金	-879
				27. 繰出金	-3,490
計	4,823,914	-134,753	4,689,161		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	2,367,855	-54,155	2,313,700	1. 報酬	-300
				2. 給料	-4,000
				3. 職員手当等	-2,927

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						パラリンピック採火事業 300 減 委託料 全国ろうあ者大会助成金 30 減 介護・障害福祉サービス 1,668 減 事業所支援給付金
計	-2,098				-2,098	
1 福祉医療事業	-407				-407	通信運搬費 354 減 電算関係借上料 53 減
計	-407				-407	
1 後期高齢者医療事業	-4,369	-1,887			-2,482	後期高齢者医療広域連合 879 減 事務費負担金 後期高齢者医療事務費繰 950 減 出金 後期高齢者医療保険基盤 2,540 減 安定繰出金
計	-4,369	-1,887			-2,482	
	-134,753	-100,084			-34,669	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉人件費	-6,650				-6,650	一般職給 4,000 減 地域手当 450 減 期末手当 1,000 減 勤勉手当 1,200 減

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(児童福祉総務 費)				10. 需用費	-1,000
				光熱水費	-1,000
				12. 委託料	-4,078
				13. 使用料及び賃借 料	-150
				18. 負担金、補助及 び交付金	-4,300
				19. 扶助費	-37,400
2. 保育園費	2,667,351	-172,676	2,494,675	1. 報酬	-8,759
				2. 給料	-45,000
				3. 職員手当等	-16,200
				7. 報償費	-60
				8. 旅費	-95
				10. 需用費	-2,662
				賄材料費	-2,662
				12. 委託料	-1,227
13. 使用料及び賃借 料	-403				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	-4,351	3,750	-10,700		2,599	児童館等業務 300 減 会計年度任用職員期末手当 135 減 光熱水費 1,000 減 警備委託料 260 減 機械保守委託料 656 減 放課後児童健全育成事業委託料 2,000 減
3 児童福祉事務事業	-43,154	-22,598			-20,556	会計年度任用職員期末手当 142 減 電算関係委託料 1,162 減 機器借上料 150 減 子育て世帯への臨時特別給付金 3,800 減 介護・障害福祉サービス事業所支援給付金 500 減 児童手当費 21,400 減 遺児手当 2,000 減 児童扶養手当費 14,000 減
計	-54,155	-18,848	-10,700		-24,607	
1 保育人件費	-61,200				-61,200	一般職給 45,000 減 地域手当 4,700 減 期末手当 5,000 減 勤勉手当 6,500 減
2 保育事業	-111,476	-37,455	-51,200	-12,772	-10,049	長時間保育等業務 8,759 減 保育士研修講師等謝礼 60 減 費用弁償及び普通旅費 95 減 賄材料費 2,662 減 電算関係委託料 308 減 機械器具等保守点検委託料 224 減 警備委託料 695 減 機器借上料 403 減

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(保育園費)				18. 負担金、補助及 び交付金	-76,822
				22. 償還金、利子及 び割引料	-21,448
計	5,035,206	-226,831	4,808,375		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	97,819	-377	97,442	3. 職員手当等	-77
				18. 負担金、補助及 び交付金	-300
計	713,192	-377	712,815		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生総務 費	140,249	-23,325	116,924	2. 給料	-16,000
				3. 職員手当等	-7,325

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
						保育士研修等負担金 101 減 施設型・地域型保育給付 76,076 減 費 私立幼稚園経常費補助金 645 減 子どものための教育・保 21,448 減 育給付交付金等返還金	
計	-172,676	-37,455	-51,200	-12,772	-71,249		
	-226,831	-56,303	-61,900	-12,772	-95,856		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
1 生活保護事業	-377				-377	会計年度任用職員期末手当 77 減 当 高校卒業程度認定試験合格者支援事業補助金 300 減	
計	-377				-377		
	-377				-377		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
1 保健衛生人件費	-23,325				-23,325	一般職給 16,000 減 地域手当 1,700 減 管理職手当 525 減 期末手当 1,500 減 勤勉手当 3,600 減	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	321,250	-2,377	318,873	3. 職員手当等	-138
				7. 報償費	-600
				12. 委託料	-1,528
				17. 備品購入費	-111
3. 健康推進費	322,928	-20,000	302,928	11. 役務費 手数料	-500 -500
				12. 委託料	-19,500
4. 環境衛生費	32,196	-7,885	24,311	1. 報酬	-225
				12. 委託料	-7,660
5. 保健センター 運営費	11,037	-832	10,205	10. 需用費 光熱水費	-700 -700
				12. 委託料	-132
6. 休日診療所運 営費	25,232	-2,300	22,932	10. 需用費 医薬材料費	-2,300 -2,300

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-23,325				-23,325	
1 母子保健活動事業	-2,377	-1,422			-955	会計年度任用職員期末手当 138 減 健康講座等講師謝礼 600 減 電算関係委託料 1,000 減 子育てアプリ初期導入委託料 528 減 備品購入費 111 減
計	-2,377	-1,422			-955	
1 健康推進活動事業	-20,000	-9,520			-10,480	手数料 500 減 電算関係委託料 1,500 減 風しん抗体検査・予防接種委託料 18,000 減
計	-20,000	-9,520			-10,480	
1 環境衛生事業	-225				-225	環境審議会委員報酬 155 減 新エネルギー推進委員会委員報酬 70 減
2 火葬場等使用委託事業	-7,660			-7,660		火葬場等使用委託料 7,660 減
計	-7,885			-7,660	-225	
1 保健センター運営事業	-832				-832	光熱水費 700 減 警備委託料 132 減
計	-832				-832	
1 休日診療所運営事業	-2,300	50			-2,350	医薬材料費 2,300 減

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	859,391	-56,719	802,672		

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 清掃総務費	593,113	-26,678	566,435	2. 給料	-1,000
				3. 職員手当等	-100
				12. 委託料	-737
				18. 負担金、補助及 び交付金	-24,841
2. 塵芥処理費	150,831	-4,789	146,042	10. 需用費 燃料費	-400 -400
				12. 委託料	-3,463
				14. 工事請負費	-926
計	763,102	-31,467	731,635		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-2,300	50			-2,350	
	-56,719	-10,892		-7,660	-38,167	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 清掃人件費	-1,100				-1,100	一般職給 1,000 減 地域手当 100 減
2 東部知多衛生組合負担金事業	-18,841				-18,841	東部知多衛生組合負担金 18,841 減
3 清掃事業	-6,737			-3,800	-2,937	資源回収委託料 737 減 資源回収交付金 6,000 減
計	-26,678			-3,800	-22,878	
1 塵芥処理事業	-4,789			305	-5,094	燃料費 400 減 塵芥収集委託料 3,463 減 ごみ集積場整備工事費 926 減
2 塵芥処理事務事業	0			300	-300	財源振替
計	-4,789			605	-5,394	
	-31,467			-3,195	-28,272	

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	7,472	-162	7,310	1. 報酬	-162
2. 農業総務費	61,688	-970	60,718	12. 委託料	-530
				18. 負担金、補助及 び交付金	-440
3. 農業振興費	14,636	-450	14,186	18. 負担金、補助及 び交付金	-450
5. 農地費	104,543	24,462	129,005	1. 報酬	-77
				12. 委託料	-75
				18. 負担金、補助及 び交付金	24,614
計	189,098	22,880	211,978		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会事業	-162				-162	農業委員会委員等報酬 162 減
計	-162				-162	
2 農村環境改善センター管理事業	-530			-715	185	改善センター管理委託料 200 減 特定建築物定期調査業務等委託料 330 減
3 農業総務事務事業	-440				-440	お米で子どもサポート事業負担金 440 減
計	-970			-715	-255	
1 農業振興事業	-450				-450	米生産調整推進対策奨励費補助金 450 減
計	-450				-450	
1 土地改良事業	24,477		29,500		-5,023	排水機維持管理業務 77 減 農業多面的機能支払事業委託料 60 減 農業農村多面的機能支払事業補助金 270 減 県土地改良事業負担金 58 減 県営土地改良施設耐震対策事業等負担金 3,850 増 県営たん水防除事業負担金 21,092 増
2 農地事務事業	-15				-15	電算関係委託料 15 減
計	24,462		29,500		-5,038	
	22,880		29,500	-715	-5,905	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	70,199	-5,134	65,065	2. 給料	-1,000
				3. 職員手当等	-100
				8. 旅費	-150
				10. 需用費 消耗品費	-450 -450
				11. 役務費 通信運搬費 手数料	-100 -40 -60
				12. 委託料	-3,303
				18. 負担金、補助及 び交付金	-31
2. 商工振興費	503,186	-124,088	379,098	10. 需用費 印刷製本費	-1,049 -1,049
				11. 役務費 通信運搬費	-1,580 -1,580
				12. 委託料	-1,135
				18. 負担金、補助及 び交付金	-120,324

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工人件費	-1,100				-1,100	一般職給 1,000 減 地域手当 100 減
2 商工総務事務事業	-4,034	-1,829			-2,205	普通旅費 150 減 消耗品費 450 減 通信運搬費 40 減 手数料 60 減 前後駅前広場イベント委託料 3,303 減 研修等負担金 31 減
計	-5,134	-1,829			-3,305	
1 商工業振興補助事業	-124,088	-25,500			-98,588	印刷製本費 1,049 減 通信運搬費 1,580 減 小規模店舗利用促進事業委託料 1,114 減 プレミアム付食事券事業委託料 21 減 小規模企業等振興資金信用保証料助成金 1,211 減 小規模事業者経営改善資金利子補給 84 減 社宅整備支援事業補助金 500 減 経済環境適応資金信用保証料助成金 15,410 減 新型コロナウイルス感染症対策協力金（県補助対象分） 53,750 減 新型コロナウイルス感染症対策協力金（理美容業分） 6,610 減 小規模店舗利用促進事業負担金 12,759 減

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(商工振興費)					
3. 観光費	11,257	-7,138	4,119	10. 需用費 印刷製本費 修繕料	-730 -390 -340
				12. 委託料	-240
				13. 使用料及び賃借 料	-68
				18. 負担金、補助及 び交付金	-6,100
4. 消費者行政推 進費	2,881	-58	2,823	8. 旅費	-50
				18. 負担金、補助及 び交付金	-8
計	587,523	-136,418	451,105		

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 土木総務費	65,185	-1,539	63,646	8. 旅費	-374
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,165

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						小規模企業者事業継続支 30,000 減 援金
計	-124,088	-25,500			-98,588	
1 観光振興補助事業	-6,100				-6,100	市観光協会補助金 6,100 減
2 観光事務事業	-1,038				-1,038	印刷製本費 390 減 修繕料 340 減 PRキャラクター運用委託料 240 減 バス等借上料 68 減
計	-7,138				-7,138	
1 消費者行政推進事業	-58				-58	普通旅費 50 減 県消費者協会負担金 8 減
計	-58				-58	
	-136,418	-27,329			-109,089	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 土木総務事務事業	-1,539				-1,539	普通旅費 374 減 あいち土木技術・電算連絡協議会負担金 1,047 減 諸負担金 118 減
計	-1,539				-1,539	

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 維持管理総務 費	17,040	-2,415	14,625	8. 旅費	-82
				12. 委託料	-33
				18. 負担金、補助及 び交付金	-2,300
計	82,225	-3,954	78,271		

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	322,442	-36,842	285,600	12. 委託料	-1,932
				16. 公有財産購入費	-34,555
				18. 負担金、補助及 び交付金	-105
				21. 補償、補填及び 賠償金	-250
2. 道路新設改良 費	143,800	-106	143,694	12. 委託料	-106
計	510,392	-36,948	473,444		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 維持管理総務事務事業	-2,415				-2,415	普通旅費 82 減 公用車車検整備等委託料 33 減 急傾斜地崩壊防止事業負担金 2,300 減
計	-2,415				-2,415	
	-3,954				-3,954	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事業	-2,037				-2,037	調査測量設計等委託料 1,932 減 諸負担金 105 減
2 道路管理事業	-34,805			-34,240	-565	道路用地購入費 34,555 減 物件移転等補償費 250 減
計	-36,842			-34,240	-2,602	
1 道路新設改良事業	-106	1,750			-1,856	樹木剪定・草刈委託料 106 減
計	-106	1,750			-1,856	
	-36,948	1,750		-34,240	-4,458	

8 款 土木費
3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	74,230	-12,653	61,577	12. 委託料	-250
				14. 工事請負費	-12,403
計	93,878	-12,653	81,225		

8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	169,033	-23,231	145,802	1. 報酬	-125
				2. 給料	-4,500
				3. 職員手当等	-5,021
				8. 旅費	-80
				12. 委託料	-1,099
				18. 負担金、補助及 び交付金	-12,406
2. 市街地開発費	31,804	-27,675	4,129	1. 報酬	-358

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事業	-12,653				-12,653	調査測量設計等委託料 250 減 河川改修工事費 12,403 減
計	-12,653				-12,653	
	-12,653				-12,653	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 都市計画人件費	-9,521				-9,521	一般職給 4,500 減 地域手当 1,500 減 管理職手当 1,321 減 勤勉手当 2,200 減
2 都市計画調査事業	-50				-50	都市計画審議会等委員報酬 50 減
3 都市計画事務事業	-13,660	-11,021			-2,639	空家等対策協議会委員報酬 75 減 費用弁償及び普通旅費 80 減 木造住宅耐震診断委託料 472 減 耐震改修促進計画策定業務委託料 627 減 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 12,336 減 事務研究会負担金 70 減
計	-23,231	-11,021			-12,210	
1 市街地開発事業	-27,675				-27,675	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(市街地開発費)				8. 旅費	-200
				12. 委託料	-27,073
				18. 負担金、補助及 び交付金	-44
3. 街路事業費	15,358	-464	14,894	8. 旅費	-29
				12. 委託料	-200
				13. 使用料及び賃借 料	-3
				14. 工事請負費	-232
4. 公園事業費	144,063	-400	143,663	10. 需用費 光熱水費	-400 -400
5. 都市下水路費	473,787	33,872	507,659	23. 投資及び出資金	33,872
6. 都市改造費	19,588	4,603	24,191	27. 繰出金	4,603
7. 緑化事業費	6,204	-1,748	4,456	7. 報償費	-35
				10. 需用費 消耗品費	-680 -630

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						市街地整備アドバイザー 358 減 報酬 普通旅費 200 減 調査測量設計等委託料 27,073 減 土地区画整理セミナー参加負担金 44 減
計	-27,675				-27,675	
3 街路事務事業	-464				-464	普通旅費 29 減 調査測量設計等委託料 200 減 会場等使用料 3 減 街路用地維持修繕工事費 232 減
計	-464				-464	
3 公園施設維持管理事業	-400				-400	光熱水費 400 減
計	-400				-400	
1 下水道事業 会計繰出事業	33,872				33,872	他会計出資金 33,872 増
計	33,872				33,872	
1 有料駐車場 事業特別会計繰出事業	4,603				4,603	有料駐車場事業特別会計繰出金 4,603 増
計	4,603				4,603	
1 緑化対策事業	-1,675	-1,100		-60	-515	講師等謝礼 35 減 消耗品費 630 減 緑化推進委託料 510 減

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(緑化事業費)				印刷製本費	-50
				12. 委託料	-510
				13. 使用料及び賃借料	-23
				18. 負担金、補助及び交付金	-500
計	859, 837	-15, 043	844, 794		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 常備消防費	753, 187	-49	753, 138	18. 負担金、補助及び交付金	-49
2. 非常備消防費	38, 387	-6, 578	31, 809	1. 報酬	-900
				7. 報償費	-1, 308
				8. 旅費	-100
				10. 需用費	-522
				燃料費	-30
				食糧費	-32
				印刷製本費	-40
				光熱水費	-70
修繕料	-350				
11. 役務費	-78				
手数料	-78				
12. 委託料	-1, 180				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						都市緑化推進事業補助金 500 減
2 緑化事務事業	-73				-73	印刷製本費 50 減 会場等使用料 23 減
計	-1,748	-1,100		-60	-588	
	-15,043	-12,121		-60	-2,862	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 常備消防活動事業	-49				-49	女性防火クラブ交付金 49 減
計	-49				-49	
1 非常備消防活動事業	-6,578	-58			-6,520	消防団長等報酬 700 減 消防防災業務 200 減 消防功労者等報償品費 74 減 消防団員退職報償金 1,234 減 費用弁償及び普通旅費 100 減 燃料費 30 減 食糧費 32 減 印刷製本費 40 減 光熱水費 70 減 修繕料 350 減 手数料 78 減 消防団員健康診断委託料 100 減 消防団活性化事業委託料 785 減 操法大会設営委託料 75 減 操法訓練用用地整備委託料 220 減

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(非常備消防費)				13. 使用料及び賃借料	-222
				17. 備品購入費	-449
				18. 負担金、補助及び交付金	-1,819
3. 消防施設費	52,119	-525	51,594	14. 工事請負費	-85
				17. 備品購入費	-440
4. 災害対策費	174,813	-15,892	158,921	8. 旅費	-50
				10. 需用費	-138
				燃料費	-130
				食糧費	-8
				12. 委託料	-2,038
				13. 使用料及び賃借料	-10
				14. 工事請負費	-11,198
18. 負担金、補助及び交付金	-2,458				
計	1,018,506	-23,044	995,462		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						バス等借上料 182 減 有料道路通行料等 40 減 消防車積載用等備品購入 449 減 費 消防団出動及び訓練等交 1,800 減 付金 消防学校等負担金 19 減
計	-6,578	-58			-6,520	
1 消防施設設置事業	-440		-400		-40	消防団積載車購入費 440 減
2 消防施設維持管理事業	-85				-85	消火栓標識改修工事費 85 減
計	-525		-400		-125	
1 災害対策事業	-15,694	-1,847	1,000		-14,847	訓練会場整備委託料 520 減 防災行政無線システム設 484 減 計業務委託料 同報無線整備設計等委託 1,034 減 料 同報無線整備設置工事費 11,198 減 ブロック塀等撤去事業費 2,458 減 補助金
2 災害対策事務事業	-198				-198	費用弁償及び普通旅費 50 減 燃料費 130 減 食糧費 8 減 電波利用料 10 減
計	-15,892	-1,847	1,000		-15,045	
	-23,044	-1,905	600		-21,739	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	283,959	-95,416	188,543	2. 給料	-4,500
				3. 職員手当等	-4,100
				10. 需用費 消耗品費	-12,386 -12,386
				12. 委託料	-74,368
				13. 使用料及び賃借 料	-62
3. 教育振興費	343,943	-27,946	315,997	1. 報酬	-1,865
				3. 職員手当等	-2,041
				7. 報償費	-700
				8. 旅費	-250
				12. 委託料	-18,738
				13. 使用料及び賃借 料	-1,123
				18. 負担金、補助及 び交付金	-2,329
				20. 貸付金	-900

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 事務局人件費	-8,600				-8,600	特別職給 370 減 一般職給 4,130 減 地域手当 800 減 期末手当 1,000 減 勤勉手当 2,300 減
2 学校プール開放事業	-3,906				-3,906	学校プール管理業務委託料 3,906 減
3 事務局事務事業	-82,910	19,000			-101,910	消耗品費 12,386 減 電算関係委託料 67,512 減 G I G Aスクールサポート 2,950 減 ター業務委託料 電算関係借上料 62 減
計	-95,416	19,000			-114,416	
1 教育振興事業	-19,438	-2,893			-16,545	部活動外部指導者等謝礼 700 減 野外教育活動指導委託料 140 減 小中学校英語指導助手派遣業務委託料 1,694 減 イングリッシュキャンプ 572 減 事業委託料 学校プール指導業務委託料 14,430 減 豊明セーフティプラスワ 1,278 減 ン委託料 どよう塾事業委託料 424 減 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援委託料 200 減
2 教育振興補助事業	-3,229				-3,229	部活動運営費補助金 2,252 減 食物アレルギー学校生活 77 減 管理指導表作成補助金 ふるさと応援奨学金 900 減

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(教育振興費)					
計	630,659	-123,362	507,297		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	615,780	-24,177	591,603	1. 報酬	-790
				10. 需用費	-9,582
				消耗品費	-5,582
				光熱水費	-4,000
				11. 役務費	-200
				筆耕翻訳料	-200
				12. 委託料	-5,105
13. 使用料及び賃借料	-5,500				
17. 備品購入費	-3,000				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 教育相談事業	-2,080				-2,080	適応指導業務 1,345 減 スクールソーシャルワーカー報酬 520 減 会計年度任用職員期末手当 215 減
4 教育振興事務事業	-3,199	1,241			-4,440	会計年度任用職員期末手当 1,826 減 費用弁償及び普通旅費 250 減 バス等借上料 1,123 減
計	-27,946	-1,652			-26,294	
	-123,362	17,348			-140,710	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理事務事業	-21,797	1,168			-22,965	給食配膳業務 500 減 校医報酬 170 減 歯科医報酬 70 減 消耗品費 5,582 減 光熱水費 4,000 減 電算関係委託料 385 減 機械器具等保守点検委託料 897 減 清掃等委託料 100 減 スクールバス委託料 700 減 PCB処理等委託料 2,893 減 電算関係借上料 5,500 減 管理用備品購入費 1,000 減
3 新設校開設事業	-2,380			2,035	-4,415	開設準備委員会委員報酬 50 減

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
2. 教育振興費	89,502	-17,875	71,627	11. 役務費	-430
				手数料	-430
				17. 備品購入費	-2,196
				18. 負担金、補助及 び交付金	-15,249
計	705,282	-42,052	663,230		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	212,926	-13,490	199,436	1. 報酬	-70
				10. 需用費	-9,000
				消耗品費	-1,500
				光熱水費	-7,500
				12. 委託料	-1,620
				13. 使用料及び賃借 料	-2,500
				17. 備品購入費	-300

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						筆耕翻訳料 200 減 備品等移設作業委託料 130 減 新設校開設用備品購入費 2,000 減
計	-24,177	1,168		2,035	-27,380	
1 小学校教育振興事業	-2,626			50	-2,676	手数料 430 減 図書及び器具購入費 50 増 教材費 2,000 減 理科備品購入費 246 減
2 小学校教育振興補助事業	-15,249				-15,249	日本スポーツ振興センター 249 減 一負担金 修学旅行キャンセル料等 15,000 減 補助金
計	-17,875			50	-17,925	
	-42,052	1,168		2,085	-45,305	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 中学校管理事務事業	-13,490	452			-13,942	校医報酬 70 減 消耗品費 1,500 減 光熱水費 7,500 減 樹木剪定・草刈委託料 120 減 PCB処理等委託料 1,500 減 電算関係借上料 2,500 減 管理用備品購入費 300 減

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育振興費	103,908	-33,721	70,187	11. 役務費 手数料	-420 -420
				17. 備品購入費	-125
				18. 負担金、補助及 び交付金	-33,176
計	316,834	-47,211	269,623		

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	57,393	-1,080	56,313	1. 報酬	-450
				3. 職員手当等	-215
				18. 負担金、補助及 び交付金	-415
2. 公民館費	19,679	-470	19,209	1. 報酬	-74

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-13,490	452			-13,942	
1 中学校教育振興事業	-545				-545	手数料 420 減 理科備品購入費 125 減
2 中学校教育振興補助事業	-33,176				-33,176	学力検査等負担金 986 減 日本スポーツ振興センター負担金 190 減 修学旅行キャンセル料等 32,000 減 補助金
計	-33,721				-33,721	
	-47,211	452			-47,663	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活動事業	-665				-665	社会教育委員等報酬 100 減 社会教育等業務 350 減 会計年度任用職員期末手当 215 減
3 社会教育関係団体補助事業	-415				-415	青少年健全育成モデル地区補助金 270 減 豊明市文化系ジュニアクラブ補助金 145 減
計	-1,080				-1,080	
1 公民館活動事業	-370				-370	公民館運営審議会委員報酬 74 減

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(公民館費)				7. 報償費	-187
				12. 委託料	-209
4. 文化財保護費	11,105	-1,421	9,684	1. 報酬	-300
				12. 委託料	-121
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,000
5. 市史編さん費	3,123	-178	2,945	3. 職員手当等	-178
7. 文化会館費	109,095	800	109,895	12. 委託料	800
8. 青少年対策費	67,300	-1,445	65,855	7. 報償費	-470
				10. 需用費 食糧費	-181
				12. 委託料	-205
				13. 使用料及び賃借 料	-589
9. 陶芸の館費	3,005	-1,140	1,865	10. 需用費 光熱水費	-170
					-170

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						公民館講座講師謝礼 187 減 公民館講座委託料 109 減
2 公民館維持管理事業	-100			-3,589	3,489	南部公民館管理委託料 100 減
計	-470			-3,589	3,119	
1 文化財保護事業	-1,421				-1,421	文化財保護委員会委員等 300 減 報酬 資料室展示等委託料 121 減 文化財保護補助金 1,000 減
計	-1,421				-1,421	
1 市史編さん事業	-178				-178	会計年度任用職員期末手当 178 減
計	-178				-178	
2 文化会館維持管理事業	800				800	指定管理料 800 増
計	800				800	
1 青少年対策事業	-1,445	322			-1,767	講座等講師謝礼 470 減 食糧費 181 減 成人式会場設営等委託料 205 減 バス等借上料 589 減
計	-1,445	322			-1,767	
1 陶芸の館管理事業	-1,140				-1,140	光熱水費 170 減

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(陶芸の館費)				12. 委託料	-970
計	449,668	-4,934	444,734		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務 費	35,366	-4,131	31,235	1. 報酬	-1,000
				7. 報償費	-300
				8. 旅費	-272
				12. 委託料	-1,717
				13. 使用料及び賃借 料	-206
				18. 負担金、補助及 び交付金	-636
2. 体育施設費	83,089	-400	82,689	10. 需用費 光熱水費	-200
				12. 委託料	-200

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
						陶芸の館管理委託料 370 減 陶芸教室開催委託料 600 減
計	-1,140				-1,140	
	-4,934	322		-3,589	-1,667	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 スポーツ振興事業	-2,517				-2,517	報償品費 300 減 自然歩道を歩く会開催委託料 516 減 ラジオ体操開催委託料 140 減 全国一斉あそびの日開催委託料 261 減 愛知万博駅伝参加委託料 500 減 スポーツ講演会開催委託料 300 減 選手派遣費補助金 500 減
3 保健体育総務事務事業	-1,614				-1,614	スポーツ推進委員報酬 1,000 減 費用弁償及び普通旅費 272 減 バス等借上料 206 減 スポーツ推進委員連絡協議会負担金 60 減 諸負担金 76 減
計	-4,131				-4,131	
1 体育施設維持管理事業	-400				-400	光熱水費 200 減 学校体育施設開放管理委託料 1,800 減 指定管理料 1,600 増

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	557,694	-41,015	516,679	1. 報酬	-2,730
				2. 給料	-1,000
				3. 職員手当等	-1,125
				10. 需用費 賄材料費	-36,160 -36,160
計	676,149	-45,546	630,603		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	617,929	685,851	1,303,780	24. 積立金	685,851
2. 教育施設建設 及び整備基金 費	79	399,921	400,000	24. 積立金	399,921
3. 公共施設建設 及び整備基金 費	877	399,123	400,000	24. 積立金	399,123

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	-400				-400	
1 給食センター 一人件費	-1,100				-1,100	一般職給 1,000 減 地域手当 100 減
2 給食センター活動 事業	-39,915	2,714		-36,160	-6,469	給食調理洗浄業務 2,730 減 会計年度任用職員期末手当 1,025 減 賄材料費 36,160 減
計	-41,015	2,714		-36,160	-7,569	
	-45,546	2,714		-36,160	-12,100	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整 基金積立 事業	685,851			440	685,411	財政調整基金積立金 685,851 増
計	685,851			440	685,411	
1 教育施設 建設及び 整備基金 積立事業	399,921			38	399,883	教育施設建設及び整備 基金積立金 399,921 増
計	399,921			38	399,883	
1 公共施設 建設及び 整備基金 積立事業	399,123			28	399,095	公共施設建設及び整備 基金積立金 399,123 増

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6. 福祉基金費	0	900,000	900,000	24. 積立金	900,000
計	622,226	2,384,895	3,007,121		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	399,123			28	399,095	
1 福祉基金積立事業	900,000				900,000	福祉基金積立金 900,000
計	900,000				900,000	
	2,384,895			506	2,384,389	

議案第 3 2 号

令和 2 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 4 号）

議案第 3 2 号

令和 2 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 3, 6 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 2 0 5, 5 4 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,222,211	-10,785	1,211,426
	1 国民健康保険税	1,222,211	-10,785	1,211,426
2 国庫支出金		10,165	6,470	16,635
	1 国庫補助金	10,165	6,470	16,635
3 県支出金		4,142,263	144,237	4,286,500
	1 県補助金	4,142,262	144,237	4,286,499
4 財産収入		91	4	95
	1 財産運用収入	91	4	95
5 繰入金		656,953	-6,501	650,452
	1 一般会計繰入金	644,500	-6,501	637,999
6 繰越金		1	30,221	30,222
	1 繰越金	1	30,221	30,222
歳入合計		6,041,901	163,646	6,205,547

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		111,017	-234	110,783
	1 総務管理費	79,924	-234	79,690
2 保険給付費		4,110,034	144,975	4,255,009
	1 療養諸費	3,560,920	144,975	3,705,895
3 国民健康保険事業費納付金		1,744,699	0	1,744,699
	1 医療給付費納付金	1,239,337	0	1,239,337
	2 後期高齢者支援金等納付金	375,113	0	375,113
	3 介護納付金分納付金	130,249	0	130,249
4 保健事業費		64,795	-5,684	59,111
	1 特定健康診査等事業費	58,823	-5,684	53,139
	2 保健事業費	5,972	0	5,972
5 基金積立金		91	24,589	24,680
	1 基金積立金	91	24,589	24,680
歳 出 合 計		6,041,901	163,646	6,205,547

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,221,908	-10,785	1,211,123
計	1,222,211	-10,785	1,211,426

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 災害臨時特例補助金	1	6,470	6,471
計	10,165	6,470	16,635

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,142,262	144,237	4,286,499

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 医療給付費分現年課税分	-7,460	医療給付費分現年課税分 7,460 減
3. 介護納付金分現年課税分	-1,133	介護納付金分現年課税分 1,133 減
5. 後期高齢者支援金分現年課税分	-2,192	後期高齢者支援金分現年課税分 2,192 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 災害臨時特例補助金	6,470	災害臨時特例補助金 6,470 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 普通交付金	139,339	普通交付金 139,339 増
2. 特別交付金	4,898	特別調整交付金分（市町村分） 569 減
		県繰入金（2号分） 6,250 増

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(保険給付費等交付金)			
計	4,142,262	144,237	4,286,499

4 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	91	4	95
計	91	4	95

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	644,500	-6,501	637,999

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		特定健康診査等負担金 783 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	4	国民健康保険財政調整基金利子 4 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	4,415	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 4,415 増
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	2,498	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 2,498 増
3. 職員給与費等繰入金	-234	職員給与費等繰入金 234 減
5. 財政安定化支援事業 繰入金	996	財政安定化支援事業繰入金 996 増

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
(一般会計繰入金)			
計	644,500	-6,501	637,999

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	30,221	30,222
計	1	30,221	30,222

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. その他一般会計繰入金	-14,176	その他一般会計繰入金 14,176 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	30,221	繰越金 30,221 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	79,438	-253	79,185	3. 職員手当等	-156
				8. 旅費	-72
				18. 負担金、補助及 び交付金	-25
2. 連合会負担金	486	19	505	18. 負担金、補助及 び交付金	19
計	79,924	-234	79,690		

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 療養給付費	3,515,801	144,975	3,660,776	18. 負担金、補助及 び交付金	144,975
計	3,560,920	144,975	3,705,895		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	-253			-253		会計年度任用職員期末手当 156 減 普通旅費 72 減 諸負担金 25 減
計	-253			-253		
1 連合会負担金事業	19			19		国民健康保険団体連合会負担金 19 増
計	19			19		
	-234			-234		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者療養給付事業	144,975	139,339			5,636	現年度一般被保険者診療報酬給付費 144,975 増
計	144,975	139,339			5,636	
	144,975	139,339			5,636	

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 医療給付費納 付金	1, 236, 884	0	1, 236, 884		
計	1, 239, 337	0	1, 239, 337		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 後期高齢者支 援金等納付金	375, 113	0	375, 113		
計	375, 113	0	375, 113		

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護納付金分 納付金	130, 249	0	130, 249		
計	130, 249	0	130, 249		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者医療給付費納付金事業	0	7,460			-7,460	財源振替
	0	7,460			-7,460	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金事業	0	2,192			-2,192	財源振替
	0	2,192			-2,192	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護納付金分納付金事業	0	1,133			-1,133	財源振替
	0	1,133			-1,133	

4 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 特定健康診査 等事業費	58,823	-5,684	53,139	12. 委託料	-5,684
計	58,823	-5,684	53,139		

4 款 保健事業費

2 項 保健事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健衛生普及 費	5,972	0	5,972		
計	5,972	0	5,972		

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 国民健康保険 財政調整基金 費	91	24,589	24,680	24. 積立金	24,589
計	91	24,589	24,680		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 特定健康診 査等事業	-5,684	81		-5,765		電算関係委託料 800 減 未受診者対策委託料 4,884 減
計	-5,684	81		-5,765		
	-5,684	81		-5,765		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生普 及事業	0	502		-502		財源振替
	0	502		-502		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保 険財政調整 基金積立事 業	24,589			4	24,585	国民健康保険財政調整基 24,589 増 金積立金
計	24,589			4	24,585	
	24,589			4	24,585	

議案第 33 号

令和 2 年度

豊明市土地取得特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 33 号

令和 2 年度豊明市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度豊明市の土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 902 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		899	2	901
	2 市預金利子	685	2	687
歳入合計		900	2	902

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地開発基金費		685	2	687
	1 土地開発基金費	685	2	687
歳 出 合 計		900	2	902

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 諸収入

2 項 市預金利子

目	補正前の額	補正額	計
1. 市預金利子	685	2	687
計	685	2	687

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	2	預金利子 2増

歳 出

2 款 土地開発基金費

1 項 土地開発基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 土地開発基金 費	685	2	687	27. 繰出金	2
計	685	2	687		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 土地開発基金繰出事業	2			2		土地開発基金繰出金 2 増
計	2			2		
	2			2		

議案第 3 4 号

令和 2 年度

豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 34 号

令和 2 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度豊明市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,714 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,686 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		20,310	-8,543	11,767
	1 使用料	20,310	-8,543	11,767
2 繰入金		19,588	4,603	24,191
	1 繰入金	19,588	4,603	24,191
3 繰越金		500	2,228	2,728
	1 繰越金	500	2,228	2,728
4 諸収入		2	-2	0
	1 市預金利子	1	-1	0
	2 雑入	1	-1	0
歳入合計		40,400	-1,714	38,686

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		33	-14	19
	1 総務管理費	33	-14	19
2 駐車場維持管理 費		17,137	-1,700	15,437
	1 維持管理費	17,137	-1,700	15,437
3 公債費		20,230	0	20,230
	1 公債費	20,230	0	20,230
歳 出 合 計		40,400	-1,714	38,686

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	20,310	-8,543	11,767
計	20,310	-8,543	11,767

2 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	19,588	4,603	24,191
計	19,588	4,603	24,191

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	500	2,228	2,728
計	500	2,228	2,728

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 有料駐車場使用料	-8,543	有料駐車場使用料 8,543 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	4,603	一般会計繰入金 4,603 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	2,228	前年度繰越金 2,228 増

4 款 諸収入

1 項 市預金利子

目	補正前の額	補正額	計
1. 市預金利子	1	-1	0
計	1	-1	0

4 款 諸収入

2 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	1	-1	0
計	1	-1	0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	-1	預金利子 1 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	-1	雑入 1 減

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	33	-14	19	8. 旅費	-7
				11. 役務費 通信運搬費	-2 -2
				13. 使用料及び賃借 料	-5
計	33	-14	19		

2 款 駐車場維持管理費

1 項 維持管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 維持管理費	17, 137	-1, 700	15, 437	10. 需用費 修繕料	-430 -430
				11. 役務費 手数料 広告料	-50 -14 -36
				12. 委託料	-1, 090
				14. 工事請負費	-130
計	17, 137	-1, 700	15, 437		

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 元金	19, 851	0	19, 851		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	-14				-14	普通旅費 7 減 通信運搬費 2 減 有料道路通行料等 5 減
計	-14				-14	
	-14				-14	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 有料駐車場維持管理事業	-1,700			961	-2,661	修繕料 430 減 手数料 14 減 広告料 36 減 有料駐車場機械保守点検等業務委託料 117 減 有料駐車場維持管理等業務委託料 973 減 営繕工事費 130 減
計	-1,700			961	-2,661	
	-1,700			961	-2,661	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 公債費元金償還事業	0			3,642	-3,642	財源振替

3 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	20,230	0	20,230		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	0			3,642	-3,642	

議案第 3 5 号

令和 2 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 35 号

令和 2 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87,430 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,080,112 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		903,930	-5,400	898,530
	2 国庫補助金	103,667	-5,400	98,267
4 支払基金交付金		1,252,936	-7,290	1,245,646
	1 支払基金交付金	1,252,936	-7,290	1,245,646
5 県支出金		708,820	-3,375	705,445
	3 県補助金	44,284	-3,375	40,909
6 財産収入		1	659	660
	1 財産運用収入	1	659	660
7 繰入金		900,662	-9,875	890,787
	1 一般会計繰入金	787,384	-9,875	777,509
8 繰越金		25,013	112,711	137,724
	1 繰越金	25,013	112,711	137,724
歳入合計		4,992,682	87,430	5,080,112

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		142,371	-6,500	135,871
	3 介護認定審査会費	38,200	-6,500	31,700
3 地域支援事業費		278,044	-27,000	251,044
	1 介護予防・生活支援事業費	83,551	-17,000	66,551
	2 一般介護予防費	49,833	-10,000	39,833
5 基金積立金		1	120,930	120,931
	1 基金積立金	1	120,930	120,931
歳 出 合 計		4,992,682	87,430	5,080,112

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業交付金（介護予防事業）	26,685	-5,400	21,285
計	103,667	-5,400	98,267

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業支援交付金	36,024	-7,290	28,734
計	1,252,936	-7,290	1,245,646

5 款 県支出金

3 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金（介護予防事業）	16,678	-3,375	13,303
計	44,284	-3,375	40,909

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-5,400	現年度分地域支援事業交付金 5,400 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-7,290	現年度分地域支援事業支援交付金 7,290 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-3,375	現年度分地域支援事業交付金 3,375 減

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1	659	660
計	1	659	660

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防事業）	16,678	-3,375	13,303
4. その他一般会計繰入金	140,707	-6,500	134,207
計	787,384	-9,875	777,509

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	25,013	112,711	137,724
計	25,013	112,711	137,724

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	659	介護給付費準備基金利子 659 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	-3,375	現年度分地域支援事業繰入金 3,375 減
2. 事務費繰入金	-6,500	事務費繰入金 6,500 減

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	112,711	繰越金 112,711 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護認定審査 会費	9,957	-1,500	8,457	1. 報酬	-1,500
2. 認定調査等費	28,243	-5,000	23,243	1. 報酬	-3,000
				12. 委託料	-2,000
計	38,200	-6,500	31,700		

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護予防・生 活支援事業費	74,334	-15,000	59,334	18. 負担金、補助及 び交付金	-15,000
2. 介護予防ケア マネジメント 事業費	9,217	-2,000	7,217	18. 負担金、補助及 び交付金	-2,000
計	83,551	-17,000	66,551		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護認定審査会事業	-1,500			-1,500		介護認定審査会委員報酬 1,500 減
計	-1,500			-1,500		
1 認定調査等事業	-5,000			-5,000		要介護認定調査業務 3,000 減 意見書作成料支払委託料 2,000 減
計	-5,000			-5,000		
	-6,500			-6,500		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護予防・生活支援事業	-15,000	-4,875		-5,925	-4,200	介護予防・生活支援事業 15,000 減 支給費
計	-15,000	-4,875		-5,925	-4,200	
1 介護予防ケアマネジメント事業	-2,000	-650		-790	-560	介護予防ケアマネジメント事業費 2,000 減
計	-2,000	-650		-790	-560	
	-17,000	-5,525		-6,715	-4,760	

3 款 地域支援事業費
2 項 一般介護予防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般介護予防 費	49,833	-10,000	39,833	12. 委託料	-10,000
計	49,833	-10,000	39,833		

5 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護給付費準 備基金積立金	1	120,930	120,931	24. 積立金	120,930
計	1	120,930	120,931		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般介護 予防事業	-10,000	-3,250		-3,950	-2,800	一般介護予防事業委託料 10,000 減
計	-10,000	-3,250		-3,950	-2,800	
	-10,000	-3,250		-3,950	-2,800	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護給付 費準備基 金積立事 業	120,930			659	120,271	介護給付費準備基金積 120,930 増 立金
計	120,930			659	120,271	
	120,930			659	120,271	

議案第 3 6 号

令和 2 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 36 号

令和 2 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 490 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 136, 974 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		161,347	-3,490	157,857
	1 一般会計繰入金	161,347	-3,490	157,857
歳入合計		1,140,464	-3,490	1,136,974

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		62,947	-950	61,997
	1 総務管理費	7,614	-661	6,953
	2 徴収費	8,324	-289	8,035
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1,075,606	-2,540	1,073,066
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,075,606	-2,540	1,073,066
歳 出 合 計		1,140,464	-3,490	1,136,974

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	21,964	-950	21,014
2. 保険基盤安定繰入金	139,383	-2,540	136,843
計	161,347	-3,490	157,857

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 事務費繰入金	-950	事務費繰入金 950 減
1. 保険基盤安定繰入金	-2,540	保険基盤安定繰入金 2,540 減

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	7,614	-661	6,953	11. 役務費	-661
				通信運搬費	-661
計	7,614	-661	6,953		

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 徴収費	8,324	-289	8,035	11. 役務費	-289
				通信運搬費	-289
計	8,324	-289	8,035		

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,075,606	-2,540	1,073,066	18. 負担金、補助及び交付金	-2,540
計	1,075,606	-2,540	1,073,066		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	-661			-661		通信運搬費 661 減
計	-661			-661		
	-661			-661		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収事業	-289			-289		通信運搬費 289 減
計	-289			-289		
	-289			-289		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療広域連合納付金事業	-2,540			-2,540		後期高齢者医療広域連合 2,540 減負担金
計	-2,540			-2,540		
	-2,540			-2,540		

議案第 37 号

令和 2 年度

豊明市水上太陽光発電事業特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 37 号

令和 2 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度豊明市の水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,126 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		19,056	-1,274	17,782
	1 総務管理費	19,056	-1,274	17,782
4 諸支出金		12,507	1,400	13,907
	1 繰出金	12,507	1,400	13,907
歳 出 合 計		71,000	126	71,126

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	10,000	126	10,126
計	10,000	126	10,126

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	126	前年度繰越金 126 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	19,056	-1,274	17,782	26. 公課費	-1,274
計	19,056	-1,274	17,782		

4 款 諸支出金

1 項 繰出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 他会計繰出金	12,507	1,400	13,907	27. 繰出金	1,400
計	12,507	1,400	13,907		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	-1,274				-1,274	消費税及び地方消費税 1,274 減
計	-1,274				-1,274	
	-1,274				-1,274	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰出事業	1,400				1,400	一般会計繰出金 1,400 増
計	1,400				1,400	
	1,400				1,400	

議案第 38 号

令和 2 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 3 号）

議案第 38 号

令和 2 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 2 年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号中「管きょ建設改良費 7 2 9, 4 4 3 千円」を「管きょ建設改良費 5 3 7, 9 9 7 千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	1, 172, 610 千円	8, 406 千円	1, 181, 016 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	8, 406 千円	8, 406 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1, 172, 562 千円	△12, 000 千円	1, 160, 562 千円
第 3 項 特別損失	24, 949 千円	△12, 000 千円	12, 949 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	991, 268 千円	△191, 446 千円	799, 822 千円
第 1 項 企業債	343, 700 千円	△95, 700 千円	248, 000 千円
第 2 項 他会計出資金	118, 136 千円	33, 872 千円	152, 008 千円
第 6 項 国庫補助金	342, 118 千円	△129, 618 千円	212, 500 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,298,686 千円	△191,446 千円	1,107,240 千円
第1項 建設改良費	747,509 千円	△191,446 千円	556,063 千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業債	325,700 千円	△95,700 千円	230,000 千円
合計	343,700 千円	△95,700 千円	248,000 千円

令和3年2月24日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	下水道事業 収 益		1,172,610	8,406	1,181,016	
	3 特別利益		0	8,406	8,406	
		3 その他 特別利益	0	8,406	8,406	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2	下水道事業 費 用		1,172,562	△ 12,000	1,160,562	
	3 特別損失		24,949	△ 12,000	12,949	
		4 その他 特別損失	24,949	△ 12,000	12,949	

資本的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
3	資本的收入		991,268	△ 191,446	799,822	
	1	企業債	343,700	△ 95,700	248,000	
		1 企業債	343,700	△ 95,700	248,000	
	2	他会資計金	118,136	33,872	152,008	
		1 他会資計金	118,136	33,872	152,008	
	6	国庫補助金	342,118	△ 129,618	212,500	
		1 国庫補助金	342,118	△ 129,618	212,500	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
4	資本的支出		1,298,686	△ 191,446	1,107,240	
	1	建設改良費	747,509	△ 191,446	556,063	
		1 管きよ建設改良費	729,443	△ 191,446	537,997	

令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第3号）事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下水道事業 収 益		1,172,610	8,406	1,181,016
	3 特別利益		0	8,406	8,406
		3 その他 特別利益	0	8,406	8,406

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	下水道事業 費 用		1,172,562	△ 12,000	1,160,562
	3 特別損失		24,949	△ 12,000	12,949
		4 その他 特別損失	24,949	△ 12,000	12,949

(単位：千円)

節	金額	説明
2 その他利益	8,406	令和元年度消費税及び地方消費税還付金等 8,406

(単位：千円)

節	金額	説明
1 その他損失	△ 12,000	令和元年度事業分消費税及び地方消費税 △ 12,000

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
3 資本的收入			991,268	△ 191,446	799,822
	1 企業債		343,700	△ 95,700	248,000
		1 企業債	343,700	△ 95,700	248,000
	2 他会計出資金		118,136	33,872	152,008
		1 他会計出資金	118,136	33,872	152,008
	6 国庫補助金		342,118	△ 129,618	212,500
		1 国庫補助金	342,118	△ 129,618	212,500

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
4 資本的支出			1,298,686	△ 191,446	1,107,240
	1 建設改良費		747,509	△ 191,446	556,063
		1 管きよ建設 改 良 費	729,443	△ 191,446	537,997

(単位：千円)

節	金額	説明	
1 建設改良債	△ 95,700	公共下水道事業債	△ 95,700
1 他会計出資金	33,872	一般会計出資金	33,872
1 国庫補助金	△ 129,618	社会資本整備総合交付金	△ 129,618

(単位：千円)

節	金額	説明	
14 工事請負費	△ 176,537	管きよ等築造工事費	△ 176,537
24 補償、補填 及び賠償金	△ 14,909	物件移転報償費	△ 14,909